

承認第3号

山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分について

山陽小野田市税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成30年2月19日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市条例第31号

山陽小野田市税条例の一部を改正する条例

山陽小野田市税条例（平成17年山陽小野田市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第2項中「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改める。

第54条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

山陽小野田市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定によって申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第2条第4項ただし書</u>の規定により、市長の定める様式による。</p> <p>3～8 (略)</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定によって申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第2条第2項ただし書</u>の規定により、市長の定める様式による。</p> <p>3～8 (略)</p>
<p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他<u>施行規則第10条の2の12</u>で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者</p>	<p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他<u>施行規則第10条の2の10</u>で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者</p>

とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。